

議案第 72 号

勝山市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

勝山市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 29 号)による地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の改正により会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取り扱いを定めたいため、この案を提出する。

勝山市条例第　　号

勝山市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

勝山市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年勝山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(職員の服務宣誓) 第2条　(略) (新設)	(職員の服務宣誓) 第2条　(略) <u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。